

一般社団法人日本卵子学会 生殖補助医療胚培養士資格認定審査規則

第1章 生殖補助医療胚培養士認定申請

- 第1条 認定の審査は生殖補助医療胚培養士認定委員会（以下「委員会」という）が行い、認定は理事会が行う。
- 2 一般社団法人日本卵子学会（以下「学会」という。）は、資格審査のための日程、手続き方法、認定方法、審査料、その他について、学会の機関誌等を通じて公示する。
- 第2条 生殖補助医療胚培養士の資格認定審査に申請する者は、次に掲げるものすべて満たしていかなければならない。
- (1) 学会の会員であること
 - (2) 次の各号のいずれかに該当すること
 - ① 大学院の医学(系)研究科、医療福祉学研究科、保健学研究科、農学研究科、生物産業学研究科、生物資源科学研究科、生物圏科学研究科、生物理工学研究科、生命科学研究科、農学生命科学研究科、生命環境科学研究科、環境生命科学研究科、自然科学研究科、総合学術研究科、畜产学研究科、獣医学研究科、共同獣医学研究科、獣学生命科学研究科、酪農学研究科、看護学研究科、環境保健学研究科もしくはこれらに準ずる研究科において、生殖生物学関連の科目を修得した修士あるいは博士であること
 - ② 大学の医学部、農学部、生物理工学部、畜产学部、獣医学部、共同獣医学部、獣医学群、生物生産学部、生物産業学部、応用生物科学部、生物資源科学部、生物資源学部、農学生命科学部、応用生命科学部、生命科学部、生命環境学部、生命・環境科学部、農食環境学群、薬学部、保健衛生学部、看護学部、医療技術学部、保健医療学部、医療衛生学部もしくはこれらに準ずる機関において、生殖生物学関連の科目を修得した学士であること
 - ③ 学校教育法に規定する専修学校において、生殖生物学関連の科目を修得した臨床検査技師または正看護師であること
 - ④ 委員会が上記と同等以上であると判断した者であること
 - (3) 委員会が主催する講習会を受講していること
 - (4) 公益社団法人日本産科婦人科学会（以下「日本産科婦人科学会」という）が認定する体外受精・胚移植の施設で、1年以上の臨床実務経験を有していること
 - (5) 生殖補助医療に対する高い倫理観と品位を有していること
 - (6) 本学会学術集会あるいは本学会主催講習会（胚培養士セミナーを含む）あるいは関連する学会に最近1ヵ年以内に2回以上参加していること 関連する学会とは第12条に示されたものを指す。

第3条 生殖補助医療胚培養士の資格認定審査を希望する者は、次に掲げる書類に審査料を添えて申請しなければならない。

- (1) 資格審査申込書
- (2) 履歴書（市販のA4様式）
- (3) 成績証明書等
 - ① 第2条(2)①に該当する者にあっては、修了証明書及び成績証明書及び学部の成績証明書
 - ② 第2条(2)②に該当する者にあっては、卒業証明書及び成績証明書
 - ③ 第2条(2)③に該当する者にあっては、資格免許証の写し及び成績証明書
 - ④ 第2条(2)④に該当する者にあっては、大学及び専修学校卒業と同等以上であることを証明する書類
- (4) 委員会が実施する講習会の受講証明書
- (5) 生殖補助医療臨床実務経験証明書
日本産科婦人科学会が認定する登録施設の実施責任医師による証明書（委員会所定の様式）
- (6) 所属する施設が日本産科婦人科学会の登録施設である旨の登録証の写し
- (7) 研修記録
30例の実施記録（委員会所定の様式）
＊これらの症例は申請の直近2ヵ年以内に所属施設で生殖補助医療を施行したものに限る。さらに30例中から3症例について記載した症例記録（委員会所定の様式）が必要である。
- (8) 本学会学術集会、本学会主催講習会あるいは関連する学会に、最近1ヵ年内に2回以上の参加を証明する学会参加章の写し
- (9) 表面に住所と氏名を記載した返信用葉書

第4条 生殖補助医療胚培養士の資格認定審査は、年1回実施する。

- 2 認定試験は、筆記試験及び口述試験とし、試験問題は委員会が作成する。
- 3 委員会は、合否を判定し、理事会の承認を得た後、結果を申請者に通知する。
- 4 理事会は、認定合格者を生殖補助医療胚培養士原簿に登録し、合格者には認定証を交付する。
- 5 理事会は、合格者名を学会の学術集会及び学会の機関誌で公表する。
- 6 審査受験料は30,000円とする。

第2章 生殖補助医療胚培養士資格認定講習会

第5条 生殖補助医療胚培養士資格認定講習会は、年1回実施する。

2 受講料は 30,000 円とする。

第 3 章 生殖補助医療胚培養士資格の更新

第 6 条 生殖補助医療胚培養士の資格は 5 年毎に更新するものとする。但し、休職期間の資格の凍結を行う場合はこの限りではない。

第 7 条 資格の更新審査は委員会が行う。

第 8 条 生殖補助医療胚培養士資格の更新を申請する者は、次に掲げるすべてを満たしていなければならない。

- (1) 学会の会員であること
- (2) 日本産科婦人科学会の登録施設において、継続して生殖補助医療業務に携わっていること
- (3) 本学会学術集会に最近 5 カ年以内に 2 回以上参加していること
- (4) 本学会学術集会、本学会主催講習会（胚培養士セミナーを含む）あるいは関連する学会に最近 5 カ年以内に 5 回以上参加していること 関連する学会とは第 12 条に示されたものを指す。
なお、第 12 条に示された学会の地方部会で本人が筆頭で口頭発表した場合、また、学会誌、関連学会誌あるいは国際的な関連雑誌に筆頭で論文を発表した場合、学会及び関連する学会に参加した回数に加えることができる。
- (5) 生殖補助医療胚培養士認定後あるいは更新後に、少なくとも 1 回は本学会主催の「倫理」に該当する講習を受講していること

第 9 条 生殖補助医療胚培養士の資格更新を希望する者は、次に掲げる書類に審査料を添えて申請しなければならない。

- (1) 資格審査申込書
- (2) 履歴書（市販の A4 様式）
- (3) 生殖補助医療胚培養士の認定証の写し
- (4) 生殖補助医療臨床実務経験証明書

日本産科婦人科学会が認定する登録施設の実施責任医師による証明書（委員会所定の様式）

- (5) 所属する施設が日本産科婦人科学会の登録施設である旨の登録証の写し
- (6) 本学会学術集会あるいは本学会主催講習会あるいは関連する学会に、最近 5 カ年以内に 5 回以上の参加を証明する学会参加章の写し ただし、参加回数に口頭発表及び論文発表を加える場合は、発表した学会の名称がわかる講演

要旨集の写し、あるいは発表した論文の別刷

- (7) 学会の主催する「倫理」に該当する講習の受講証明書
- (8) 表面に住所と氏名を記載した返信用葉書

第10条 生殖補助医療胚培養士の資格更新審査は、年1回実施する。

- 2 委員会における審査は、書類審査による。
- 3 委員会は、合否を判定し、理事会の承認を得た後、結果を申請者に通知する。
- 4 理事会は、合格者を生殖補助医療胚培養士原簿に継続して登録し、合格者には、認定証を交付する。
- 5 理事会は、更新合格者名を学会の学術集会及び学会の機関誌で公表する。
- 6 更新審査料は10,000円とする。

第4章 補 則

第11条 一旦納入された審査受験料、受講料及び更新審査料の返還は行わない。ただし、新規申請者の書類審査不合格者には、生殖補助医療胚培養士資格認定講習会の受講料を返却する。

第12条 第2条(6)および第8条(4)で定義される関連する学会とは以下の学術集会(講演会)大会とする。

日本産科婦人科学会、日本生殖医学会、日本泌尿器科学会、日本受精着床学会、日本生殖免疫学会、日本アンドロロジー学会、日本IVF学会、国際生殖医学会(IFFS)、アメリカ生殖医学会(ASRM)、ヨーロッパ生殖医学会(ESHRE)、アジア太平洋生殖医学会(ASPIRE)、日本臨床エンブリオロジスト学会

- 2 前項記載の関連学会以外の追加あるいは前項記載の関連学会の削除は、委員会の判断で、変更することができる。

第13条 この規則は、学会の理事会の承認を受けなければ変更することはできない。

附 則

この内規は平成14年11月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この内規は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は平成22年5月29日から施行する。

附 則

この内規は平成24年5月26日から施行する。

附 則

この内規は平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

1. 内規から規則に改定、平成 28 年 10 月 21 日理事会で承認。

2. この規則は平成 28 年 10 月 21 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は平成 29 年 10 月 20 日から施行する。

附 則

この規則は令和元年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この規則は令和 5 年 9 月 30 日から施行する。